

令和5年2月22日

令和5年2月鳥取県西部広域行政管理組合  
議会定例会議案



令和5年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案

目 次

- 議案第4号 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律  
施行条例の制定について
- 議案第5号 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律  
施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制  
定について
- 議案第6号 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 議案第7号 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算  
(補正第6回) (別添)
- 議案第8号 令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算  
(別添)



議案第4号

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護に関する法律施行  
条例の制定について

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護に関する法律施行条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護に関する  
法律施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人情報取扱事務の届出等（第3条）
- 第3章 保有個人情報の開示等（第4条・第5条）
- 第4章 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第6条）
- 第5章 雑則（第7条・第8条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、監査委員及び消防局長をいう。
  - (2) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2章 個人情報取扱事務の届出等

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下この項から第4項までにおいて「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

- (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の収集方法
  - (7) 当該個人情報取扱事務において個人情報ファイルを利用する場合には、法第75条第1項に規定する事項
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。
  - 3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後においてこれらの規定による届出をすることができる。
  - 4 管理者は、前3項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。ただし、当該事項の全部又は一部を一般の閲覧に供することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項の全部又は一部については、この限りでない。
  - 5 第1項から第3項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、適用しない。
    - (1) 実施機関の職員又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。）の職員若しくは役員の職務の遂行に関するもの
    - (2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者の人事に関するもの
    - (3) 公報、出版、報道等により公にされているもの
    - (4) 一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去されるもの
    - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が第1項の規定による届出の必要がないと認めたもの
- 第3章 保有個人情報の開示等
- （開示請求の手続）

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 保有個人情報の開示は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の種別に応じ、同表の中欄に定める方法(実施機関が保有する機器又は電子計算システム(電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従って自動的にデータを処理するシステムをいう。)により実施することができる方法に限る。)により行うものとする。

2 法第89条第2項の規定により開示請求をする者(次項及び第4項において「開示請求者」という。)が納付しなければならない手数料の額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の種別及び同表の中欄に掲げる開示の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

3 開示請求者が保有個人情報の写しの送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

4 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているもの(地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの交付に係る第2項の手数料又は前項の費用を減額し、又は免除することができる。

5 第2項の手数料及び第3項の費用(次項において「手数料等」という。)は、保有個人情報の開示を受ける前に納付しなければならない。

6 既に納付した手数料等は、還付しない。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。



第4章 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。

第5章 雑則

(施行状況の公表)

第7条 管理者は、毎年度、法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例(平成13年3月鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例(以下この項から第3項までにおいて「旧条例」という。)第3条第3項又は第10条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(第2号及び次項において「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しては

ならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下この項において「旧実施機関」という。）に属する地方公務員法第2条に規定する地方公務員（以下この号において「旧実施機関の職員」という。）である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 前条の規定の施行前において、旧実施機関から旧個人情報の処理その他の旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（以下この号において「旧受託者」という。）又は当該旧受託者が当該委託を受けた業務に従事していた者
- 2 当分の間、前条の規定の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定により管理者に対してされている届出（旧条例附則第3項及び第5項に規定する従前の届出事項に係る届出を含む。）（これらの届出のうち、議会に関するものを除く。）は、第3条第1項の規定により管理者に対してされている届出とみなす。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項に相当する事項」とする。
  - 3 前項の規定により管理者に対してされているものとみなされる届出に係る事項について、前条の規定の施行前に旧条例第6条第4項の規定による閲覧が行われていない場合には、この条例の施行の日以後速やかに、第3条第4項の規定により、当該管理者に対してされているものとみなされる届出に係る事項を一般の閲覧に供するものとする。
  - 4 前条の規定の施行の前日に旧条例第11条第1項若しくは第2項若しくは第3項（これらの規定を旧条例第24条第5項において準用する場合を含む。）、第21条又は第22条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報及び同条第6号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正（追加及び削除を含む。）並びに利用の停止、消去及び提供の停止については、なお従前の例による。

5 前条の規定の施行の日の前日の属する年度における旧条例の施行の状況の公表については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の種別	開示の方法	手数料の額
1 文書又は図画（フィルムを除く。以下この項において同じ。）	閲覧	零
	写しの交付	次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 複写機により用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。） 用紙1枚につき10円 (2) 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 用紙1枚につき20円 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したもの

の交付 光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額

(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額

2 図画（フィルムに限る。）	専用機器により映写したものの又は用紙に印刷したものの閲覧	零
	写しの交付	次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 用紙に印刷したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。） 用紙1枚につき10円 (2) 用紙にカラーで印刷したものの交付 用紙1枚につき20円
3 電磁的記録のうち、録音テープに記録されているもの又は音声ファイル	専用機器により再生したものの聴取	零
4 電磁的記録のうち、ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル	専用機器により再生したものの視聴	零
5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧	零
	写しの交付	次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 用紙に出力したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。） 用紙1枚につき10円

(2) 用紙にカラー  
で出力したもの  
の交付 用紙 1  
枚につき 20 円

(3) 光ディスク（日  
本産業規格 X  
0606 及び X 6281  
に適合する直径  
120 ミリメートル  
の光ディスクの  
再生装置で再生  
することができる  
ものに限る。）  
に複写したもの  
の交付 光ディ  
スク（日本産業規  
格 X 0606 及び X  
6281 に適合する  
直径 120 ミリメー  
トルの光ディス  
クの再生装置で  
再生することが  
できるものに限  
る。） 1 枚につき  
100 円に当該電磁  
的記録 1 ファイ  
ルごとに 130 円を  
加えた額

(4) 光ディスク（日  
本産業規格 X  
6241 に適合する  
直径 120 ミリメー  
トルの光ディス  
クの再生装置で  
再生することが  
できるものに限  
る。）に複写した  
ものの交付 光  
ディスク（日本産  
業規格 X 6241 に  
適合する直径 120

		ミリメートルの 光ディスクの再 生装置で再生す ることができる ものに限る。) 1 枚につき120円に 当該電磁的記録 1ファイルごと に130円を加えた 額
--	--	--

備考

- 1 用紙に複写し、印刷し、又は出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写され、印刷され、又は出力されたものについては、片面を1枚として算定する。
- 2 用紙に複写し、印刷し、又は出力したものを交付する場合において、日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙を日本産業規格A列3番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。





議案第 5 号

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司

鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護に関する法律施行条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県西部広域行政管理組合火葬場条例の一部改正)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合火葬場条例(平成3年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第21条 管理者は、指定管理者に対し、業務に関して取り扱う個人情報(鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例(平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号)第2条第2号に規定する個人情報)をいう。以下同じ。)を保護するために当該指定管理者が講ずるべき必要な措置を明らかにしなければならない。</p> <p>2・3 [省略]</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第21条 管理者は、指定管理者に対し、業務に関して取り扱う個人情報(鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 号)第2条第2項に規定する個人情報)をいう。以下同じ。)を保護するために当該指定管理者が講ずるべき必要な措置を明らかにしなければならない。</p> <p>2・3 [省略]</p>
備考	表中の [ ] の記載は、注記である。

(鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関(鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例(平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号)第2条第1号に規定する実施機関及び鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例(平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号)第2条第1号に規定する実施機関)をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、次の各号に掲げる者の諮問に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。</p>

- (1) 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例（平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号）第2条第1号に規定する実施機関 同条例第17条第1項の審査請求に関する事項
- (2) 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 号）第2条第1項第1号に規定する実施機関 次に掲げる事項
  - ア 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の審査請求に関する事項
  - イ 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定による意見の聴取に関する事項
  - ウ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項
- (3) 議会 第1号に定めるもののほか、次に掲げる事項
  - ア 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 号）第45条第1項の審査請求に関する事項
  - イ 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による意見の聴取に関する事項
  - ウ 前号ウに定める事項
- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、同項各号に掲げる者に意見を述べることができる。  
(行政不服審査法の準用)

- (1) 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第17条第1項の審査請求に関する事項
- (2) 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例第7条第2項第6号及び第3項第2号の規定による個人情報収集に関する事項
- (3) 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定による個人情報の目的外利用等に関する事項
- (4) 鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例第29条第1項の審査請求に関する事項
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項
- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

[新設]

第6条の2 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく機関として、第2条第1項第2号アに規定する事項に係る同号に掲げる者の諮問に応じる。

2 第2条第1項第2号アに規定する事項に係る審査会の調査審議の手続は、個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条から第79条までに定めるところによるほか、次条第1項から第3項まで、第9条及び第10条に定めるところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、当該諮問をした第2条第1項各号に掲げる者（以下「諮問実施機関」という。）に対し、当該審査請求のあった処分に係る公文書（鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報又は鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 [省略]

3 審査会は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、当該審査請求のあった処分に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、第2条第1項第1号又は第4号の事項（以下「審査請求に係る事項」という。）の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る公文書（鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（鳥取県西部広域行政管理組合個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 [省略]

3 審査会は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった処分に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事項に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第9条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項若しくは前条の規定による意見書若しくは資料の提出又は個人情報情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面（同法第74条に規定する主張書面をいう。以下この条において同じ。）若しくは資料の提出があったときは、当該意見書、資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書、資料又は主張書面の閲覧（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は視聴を求め、この場合において、審査

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事項に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第9条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するとき、であると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求め、この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがある

会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他  
 正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は視聴を拒むこと  
 ができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定によ  
 る閲覧若しくは視聴をさせようとするときは、当該送付又は閲覧  
 若しくは視聴に係る意見書、資料又は主張書面を提出した審査請  
 求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その  
 必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 [省略]

備考 表中の [ ] の記載は、注記である。

(鳥取県西部広域行政管理組合手数料条例の一部改正)

第3条 鳥取県西部広域行政管理組合手数料条例(平成28年鳥取県西部広域行政管理組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する 事務	手数料の額	手数料を徴収す る事務	手数料の名称
1 行政不服審査 法(平成26年 法律第68号) 第38条第1項 (他の法令にお いて準用する場 合を含む。)の 規定に基づく写 し又は書面の閲	次の各号に掲げる提出書類等の種別に応じ、当該 各号に定める額 (1) 文書又は図画(フィルムを除く。以下この号 において同じ。)次に掲げる開示の方法の区 分に応じ、当該区分に定める額 ア 閲覧 零 イ 写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法 の区分に応じ、当該区分に定める額 (7) 複写機により用紙に複写したものの交付	行政不服審査法 (平成26年法律 第68号)第38 条第1項(他の 法令において準 用する場合を含 む。)の規定に 基づく写し又は 書面の交付	行政不服審査法 に係る手数料
	手数料の額		手数料の額
			(1) モノクロ複写機による複写 1枚につき10円 (2) カラー複写機による複写 1枚につき50円 (用紙の両面に印刷された文書 については、片面を1枚として 算定する。)

と認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閱  
 覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定によ  
 る閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書  
 又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならな  
 い。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限  
 りでない。

4 [省略]

<p>覽又は交付</p>	<p>(イ)に掲げる方法に該当するものを除く。) 用紙1枚につき10円</p> <p>(イ) 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 用紙1枚につき20円</p> <p>(ウ) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この項において同じ。)を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(エ) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ご</p>		
--------------	---	--	--

		<p>とに10円を加えた額</p> <p>(2) <u>図画（フィルムに限る。）次に掲げる開示の方法の区分に応じ、当該区分に定める額</u></p> <p>ア <u>専用機器により映写したも又は用紙に印刷したものの閲覧等</u></p> <p>イ <u>写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該区分に定める額</u></p> <p>(7) <u>用紙に印刷したものの交付（イ）に掲げる方法に該当するものを除く。）用紙1枚につき10円</u></p> <p>(4) <u>用紙にカラーで印刷したものの交付 用紙1枚につき20円</u></p>	
		<p>(3) <u>電磁的記録 次に掲げる開示の方法の区分に応じ、当該区分に定める額</u></p> <p>ア <u>電磁的記録（録音テープに記録されているもの、音声ファイル、ビデオテープに記録されているも又は動画ファイルを除く。イにおいて同じ。）をディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧等</u></p> <p>イ <u>電磁的記録の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該区分に定める額</u></p> <p>(7) <u>用紙に出力したものの交付（イ）に掲げる方法に該当するものを除く。）用紙1枚につき10円</u></p> <p>(4) <u>用紙にカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき20円</u></p>	



	<p>ウ) <u>光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複製したものの交付</u>  <u>光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1 枚につき 100 円に当該電磁的記録 1 ファイルごとに 130 円を加えた額</u></p> <p>エ) <u>光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複製したものの交付</u> <u>光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの再生装置で再生することができるものに限る。）1 枚につき 120 円に当該電磁的記録 1 ファイルごとに 130 円を加えた額</u></p>	
<p>2 <u>死者に関する情報の開示</u></p>	<p>次の各号に掲げる死者に関する情報が記録されている公文書（鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例（平成 13 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。）の種別に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>文書又は図画（フィルムを除く。以下この号において同じ。）次に掲げる開示の方法の区分に応じ、当該区分に定める額</u></p>	<p>[新設]</p>

ア 閲覧 零

イ 写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該区分に定める額

(ア) 複写機により用紙に複写したものの交付 (イ)に掲げる方法に該当するものを除く。) 用紙1枚につき10円

(イ) 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 用紙1枚につき20円

(ロ) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方法によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この項において同じ。)を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

(ハ) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク

スク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径  
120 ミリメートルの光ディスクの再生装置  
で再生することができるものに限る。） 1  
枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ご  
とに 10 円を加えた額

(2) 図画（フィルムに限る。） 次に掲げる開示  
の方法の区分に応じ、当該区分に定める額

ア 専用機器により映写したものを又は用紙に印  
刷したものの閲覧 零

イ 写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法  
の区分に応じ、当該区分に定める額

(7) 用紙に印刷したものの交付（イ）に掲げる  
方法に該当するものを除く。） 用紙 1 枚  
につき 10 円

(4) 用紙にカラーで印刷したものの交付 用  
紙 1 枚につき 20 円

(3) 電磁的記録 次に掲げる開示の方法の区分に  
応じ、当該区分に定める額

ア 電磁的記録のうち、録音テープに記録され  
ているもの又は音声ファイル専用機器によ  
り再生したものの聴取 零

イ 電磁的記録のうち、ビデオテープに記録さ  
れているもの又は動画ファイル専用機器に  
より再生したものの視聴 零

ウ 電磁的記録（ア又はイに該当するものを除  
く。エにおいて同じ。）をディスプレイその  
他の出力機器により出力したものの閲覧 零

エ 電磁的記録の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該区分に定める額

(ア) 用紙に出力したものの交付 (イ)に掲げる方法に該当するものを除く。) 用紙1枚につき10円

(イ) 用紙にカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき20円

(ウ) 光ディスク (日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。) に複写したものの交付

光ディスク (日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。) 1枚につき100円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額

(エ) 光ディスク (日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。) に複写したものの交付 光ディスク (日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。) 1枚につき120円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額

[新設]

備考

- 1 1及び2の項に掲げる事務に関し、用紙に複写し、印刷し、又は出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写され、印刷され、又は出力されたものについては、片面を1枚として算定する。
- 2 1及び2の項に掲げる事務に関し、用紙に複写し、印刷し、又は出力したものを交付する場合において、日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙を日本産業規格A列3番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。

備考 表中の [ ] の記載は、注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に第2条の規定による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第2条の規定による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会の委員にかかわらず、同日における改正前の条例第3条第2項の規定により委嘱された鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行前に改正前の条例第1条に規定する鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、改正後の条例第1条に規定する鳥取県西部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなす。



議案第6号

鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する  
条例の制定について

鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司

鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例（平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(定義)		(定義)		
第2条 [省略]			第2条 [省略]		
(1) [省略]			(1) [省略]		
(2) 公文書 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いているものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるものを除く。 (公開の実施)		(2) 公文書 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いているものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるものを除く。 (公開の実施)	(2) 公文書 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いているものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されることを目的として発行されるものを除く。 (公開の実施)		
第14条 [省略]			第14条 [省略]		
2 公文書の公開は、別表第1の左欄に掲げる公文書の種別に応じ、同表の右欄に定める方法（実施機関が保有する機器又は電子計算システム（電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従つて自動的にデータを処理するシステムをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。		2 公文書の公開は、別表第1の左欄に掲げる公文書の種別に応じ、同表の右欄に定める方法（実施機関が保有する機器又は電子計算システム（電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従つて自動的にデータを処理するシステムをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。	2 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。		
3 実施機関は、前項の規定により閲覧、聴取又は視聴の方法により公文書を公開する場合において、当該公文書に公開しない部分があるとき、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これをを行うことができる。		3 実施機関は、前項の規定により閲覧、聴取又は視聴の方法により公文書を公開する場合において、当該公文書に公開しない部分があるとき、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これをを行うことができる。	3 実施機関は、前項の規定により閲覧又は視聴の方法により公文書を公開する場合において、当該公文書に公開しない部分があるとき、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。 [新設]		
4 公文書の公開を写しの交付の方法により行う場合における当該交付する部数は、当該公開請求1件につき1部とする。		4 公文書の公開を写しの交付の方法により行う場合における当該交付する部数は、当該公開請求1件につき1部とする。			



(手数料等)

第15条 前条第2項の規定により閲覧、聴取又は視聴の方法により行う公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 前条第2項の規定により写しの交付の方法により公文書の公開を行う場合には、別表第2の左欄に掲げる公文書の種別及び同表の中欄に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

3 第1項の規定にかかわらず、公開請求者が次に掲げる者以外の者であるときは、前項に定めるもののほか、公文書の公開1件につき350円の手数料を徴収する。

(1)～(5) [省略]

4 公開請求者が公文書の写しの送付を求めた場合における当該公文書の写しの送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

5 第2項及び第3項の手数料並びに前項の費用(次項において「手数料等」という。)は、公文書の公開を受ける前に納付しなければならぬ。

6 既に納付した手数料等は、還付しない。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(手数料等)

第15条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

[新設]

2 前項の規定にかかわらず、公開請求者が次に掲げる者以外の者であるときは、公文書の公開1件につき350円の手数料を徴収する。

(1)～(5) [省略]

3 公開請求者が公文書の写しの交付又は送付を求めた場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

[新設]

[新設]

[新設]

別表第1 (第14条関係)

公文書の種別	公開の方法
1 文書又は図画(フィルムを除く。)	閲覧 写しの交付
2 図画(フィルムに限る。)	専用機器により映写したものと又は用紙に印刷したものの閲覧 写しの交付
3 電磁的記録のうち、録音テープに記録されているもの又は音声ファイル	専用機器により再生したものの聴取
4 電磁的記録のうち、ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル	専用機器により再生したものの視聴
5 電磁的記録(3の項又は4の項に該当するものを除く。)	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧 写しの交付

[新設]

別表第2 (第15条関係)

公文書の種別	写しの交付の方法	手数料の額
1 文書又は図画(フィルムを除く。以下この項において同じ。)	(1) 複写機により用紙に複写したものの交付((2)に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円

	<p>(2) 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</p> <p>(3) スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>用紙 1 枚につき 20 円</p> <p>光ディスク (日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。) 1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額</p>
	<p>(4) スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。) 1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額</p>	<p>光ディスク (日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。) 1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額</p>

	複写したものの交付	
2 図画（フィルムに限る。）	(1) 用紙に印刷したものの交付（(2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙にカラーで印刷したものの交付	用紙1枚につき20円
3 電磁的記録（録音テープに記録されているもの若しくは音声ファイル又はビデオテープに記録されているもの若しくは動画ファイルを除く。）	(1) 用紙に出力したものの交付（(2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	(3) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1枚につき100円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1枚につき100円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額

	<p>(4) 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)1枚につき120円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額</p>
<p>備考</p> <p>1 用紙に複写し、印刷し又は出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写され、印刷され又は出力されたものについては、片面を1枚として算定する。</p> <p>2 用紙に複写し、印刷し又は出力したものを交付する場合において、日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙を日本産業規格A列3番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。</p>		

備考 表中の「」の記載は、注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第14条及び第15条並びに別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う公開請求に対する公文書の公開の実施及び公文書の公開に係る手数料等について適用し、同日前に行った公開請求に対する公文書の公開の実施及び公文書の公開に係る手数料等については、なお従前の例による。



令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書





議案第7号

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第6回）

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第6回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年2月22日提出

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司

第 1 表 線 越 明 許 費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	浄化場維持・補修事業 (計装設備補修工事)	2,662 千円
5 消防費	1 消防費	消防指令機器等維持管理事業 (デジタル無線設備直流電源装置修繕)	1,501
合 計			4,163

令和4年度

補正予算に関する説明書



繰越明許費に関する調書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	左の財源内訳			
				特定		財源	
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源
4	衛生費	2 清掃費	2,662	-	-	-	2,662
5	消防費	1 消防費	1,501	-	-	-	1,501
合 計			4,163	-	-	-	4,163



令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合予算書





議案第8号

令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算

令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,798,454千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月2日提出

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司

第 1 表 歳入 歳出 予 算

(単位: 千円)

歳 入	款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金			4,971,711
2 使 用 料 及 び 手 数 料		担 金	4,971,711
		1 使 用 料	47,404
		2 手 数 料	34,463
3 国 庫 支 出 金			12,941
		1 国 庫 補 助 金	79,143
4 県 支 出 金			79,143
		1 県 補 助 金	37,649
5 財 産 収 入			37,649
		1 財 産 運 用 収 入	86
		2 財 産 売 払 収 入	46
6 繰 越 金			40
		1 繰 越 金	1
7 諸 収 入			1
		1 貸 付 金 元 利 収 入	140,760
		2 雑 収 入	102,103
8 組 合 債 償			38,657
		1 組 合 債 償	521,700
歳 入	合 計		5,798,454

(単位：千円)

歳出

款	項	金額
1 議	会費	1,221
2 総	1 議	1,221
3 民	1 総	181,391
4 衛	1 総	181,391
5 消	1 総	44,904
6 公	1 社	44,904
7 予	1 社	1,920,792
	1 保	174,670
	2 清	1,746,122
	1 消	3,149,628
	1 公	3,149,628
	1 予	490,518
	1 予	490,518
	1 予	10,000
	1 予	10,000
	合	5,798,454
	計	

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消費施設整備事業費	千円 521,700	普通貸借 又 証券発行	年 5 % 以 内	政府、その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	521,700			

令和5年度

予算に関する説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
1 分担金及び負担金	4,971,711	4,467,586		504,125
2 使料及び手数料	47,404	46,704		700
3 国庫支出金	79,143	0		79,143
4 県支出金	37,649	34,802		2,847
5 財産収入	86	12,183		△12,097
6 繰越金	1	1		0
7 諸収入	140,760	26,618		114,142
8 組合債	521,700	195,500		326,200
繰入	0	110,000		△110,000
歳入合計	5,798,454	4,893,394		905,060

(単位：千円)

歳出

歳出	款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源		一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	
1	議会費	1,221	1,162	59				1,221
2	総務費	181,391	182,757	△1,366			46	181,345
3	民生費	44,904	47,922	△3,018			48	44,856
4	衛生費	1,920,792	1,267,635	653,157	30,559		200,182	1,690,051
5	消費防	3,149,628	2,926,960	222,668	86,233	521,700	53,160	2,488,535
6	公債償	490,518	456,958	33,560				490,518
7	予備	10,000	10,000	0				10,000
	歳出合計	5,798,454	4,893,394	905,060	116,792	521,700	253,436	4,906,526



2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	分	
1 市町村負担金	4,906,525	4,446,748	459,777	1 負担金		市町村負担金 4,906,525
2 輪番制整備費特別負担金	14,668	14,668	0	1 病院群輪番制病院設備整備費負担金		病院群輪番制病院設備整備費負担金(米子市) 7,334 病院群輪番制病院設備整備費負担金(境港市) 7,334
3 衛生費特別負担金	6,360	6,170	190	1 再生資源分別業務負担金		再生資源分別業務負担金(米子市)
4 消防費特別負担金	44,158	0	44,158	1 消防車両整備費負担金		消防車両整備費負担金(境港市) 44,158
計	4,971,711	4,467,586	504,125			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1 衛生使用料	33,371	33,445	△74	1 火葬場使用料		火葬場使用料 33,179
				2 不燃物処理施設使用料		不燃物処理施設使用料 135
				3 ㊮尿処理施設使用料		㊮尿処理施設使用料 57
2 消防使用料	1,092	607	485	1 消防施設使用料		消防施設使用料 1,092
計	34,463	34,052	411			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

2 衛生手数料	6,863	7,478	△615	1 清掃手数料		不燃物処理手数料 6,863
3 消防手数料	6,078	5,174	904	1 消防手数料		危険物手数料 5,710
				2 火薬類手数料		火薬類手数料 368
計	12,941	12,652	289			

(単位：千円)

(項) 1 国庫補助金

(款) 3 国庫支出金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	分	
1 消防費国庫補助金	79,143	0	79,143	1 消防費国庫補助金	79,143	消防施設周辺消防施設整備事業補助金 75,160 G7広島サミット消防救急体制整備費補助金 3,983
計	79,143	0	79,143			

(項) 1 県補助金

(款) 4 県支出金

1 衛生費県補助金	30,559	30,559	0	1 保健衛生費県補助金	30,559	病院群輪番制病院小児救急医療支援事業補助金 1,227
2 消防費県補助金	7,090	4,243	2,847	1 消防費県補助金	7,090	病院群輪番制病院設備整備事業補助金 29,332 消防防災ヘリコプター運航調整交付金 2,843 航空救命士派遣調整交付金 98 火薬類等事務交付金 4,149
計	37,649	34,802	2,847			

(項) 1 財産運用収入

(款) 5 財産収入

1 財産貸付収入	17	17	0	1 土地建物貸付収入	17	土地貸付料
2 利子及びひ配当金	29	33	△4	1 利子及びひ配当金	29	退職積立基金利子 28 財政調整基金利子 1
計	46	50	△4			

(項) 2 財産売却収入

(款) 5 財産収入

2 物品売却収入	40	240	△200	1 物品売却収入	40	不用品売却収入
----------	----	-----	------	----------	----	---------

(單位：千円)

## (項) 2 財産売却収入

## (款) 5 財産収入

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	金額	
不動産売却収入	0	11,893	△11,893			廃目
計	40	12,133	△12,093			

## (項) 1 繰越金

## (款) 6 繰越金

1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金
計	1	1	0			

## (項) 1 貸付金元利収入

## (款) 7 諸収入

1 濃縮水処理施設建設 設費貸付金元利収入	102,103	0	102,103	1 濃縮水処理施設建設 設費貸付金元利収入	102,103	濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入
計	102,103	0	102,103			

## (項) 2 雑収入

## (款) 7 諸収入

1 雑収入	38,657	26,618	12,039	1 雑収入	38,657	15 1,083 699 36,000 48 453 359
						私用電話料 高速自動車道救急業務支弁金 不適物処分費負担金 再生用有価物売却収入 要介護状態審査判定料 光熱水費使用料 宿舍使用料
計	38,657	26,618	12,039			

(單位：千円)

(項) 1 組合債

(款) 8 組合債

目	本年度	前年度	比較比	節分		説明
				区	金額	
1 消防債	521,700	195,500	326,200	1 消防債	521,700	消防施設整備事業
計	521,700	195,500	326,200			

(項) 基金繰入金

(款) 繰入金

退職積立基金繰入金	0	110,000	△110,000	廃款
計	0	110,000	△110,000	

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳			節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源		一般財源			
				国県支出金	地方債その他				
1 議会費	1,221	1,162	59			1,221	445	組合議会議員報酬等	
							65	議会運営事業	
							20		
							242		
							174		
							275		
計	1,221	1,162	59			1,221			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	105,454	108,948	△3,494	29	105,425	5,831	729	特別職報酬等
						46,178	86,881	一般管理費人件費
						25,801	11,474	一般管理事務費
						16,873	412	会計室事務費
						382	602	事務局職員研修事業
						31	5,327	職員福利厚生事業(一般管理費)
						1,107	28	退職積立基金積立金(一般管理費)
						866)		
						4,577	1	財政調整基金積立金
						310		
						424		
						3,038		

(単位：千円)

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	説明	
				特定	財源				金額
					国県支出金	地方債			
2 企画調整費	40,221	30,668	9,553		40,221	24 積立金 29 26 公課費 7 2 給料 7,868 3 職員手当等 4,394 4 共済費 2,537 10 需用費 137 11 役務費 4,072 12 委託料 5,283 13 使用料及び賃借料 15,352 18 負担金補助及び交付金 578	企画調整費人件費 14,799 企画調整事務費 1,405 庁内LAN管理運営事務費 23,982 職員福利厚生事業 (企画調整費) 35		
3 施設管理費	35,716	43,141	△7,425		35,699	2 給料 16,886 3 職員手当等 10,299 4 共済費 5,807 8 旅費 66 10 需用費 899 11 役務費 110 12 委託料 893 13 使用料及び賃借料 537 18 負担金補助及び交付金 219	施設管理費人件費 32,992 環境企画室事務費 553 建築工事担当事務費 1,206 職員福利厚生事業 (施設管理費) 61 旧灰浴施設管理事業 904		

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	説明		
				特定財源	一般財源				区分	金額
					国県支出金	地方債				
計	181,391	182,757	△1,366		46	181,345				

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 介護認定審査会費	36,968	40,166	△3,198	48	36,920	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共济償費 7 報旅 8 需用 10 役務 11 委託料 13 使用料及び 貸借料 18 負担金補助及び 交付金 26 公課費	22,985 4,687 3,750 2,650 45 585 916 814 54 462 15 5	介護認定審査会費人件費 介護認定審査会運営事業 職員福利厚生事業 (介護認定審査 会費)	9,100 27,823 45
2 障害認定審査会費	7,936	7,756	180		7,936	1 報酬 3 職員手当等 4 共济償費 7 報旅 8 需用	5,873 713 731 5 166 162	障害認定審査会費人件費 障害認定審査会運営事業 職員福利厚生事業 (障害認定審査 会費)	24 7,890 22

(単位：千円)

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	44,904	47,922	△3,018	48	44,856	11 役務費	134	
						12 委託料	34	
						13 使用料及び賃借料	118	

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	76,743	76,743	0	30,559	14,668	31,516	18 負担金補助及び交付金	76,743	病院群輪番制病院助成事業	76,743
2 火葬場費	97,927	85,465	12,462		33,179	64,748	10 需用費	28,111	火葬場運営事業	85,987
							11 役務費	32	火葬場維持・補修事業	11,940
							12 委託料	58,324		
							14 工事請負費	11,440		
計	174,670	162,208	12,462	30,559	47,847	96,264	18 負担金補助及び交付金	20		

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

1 不燃物処理費	444,106	455,865	△11,759		50,161	393,945	1 報酬	13,354	不燃物処理費人件費	58,570
							2 給料	30,618	不燃物処理施設事務費	9,010
							3 職員手当等	20,382	不燃物処理施設運転事業	265,730
							4 共済費	12,920	不燃物処理施設維持・補修事業	69,050
							8 旅費	517	不燃物残さ外部処理事業	40,120



## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明					
				特定財源	一般財源									
					国県支出金	地方債				その他				
2 最終処分費	992,270	389,709	602,561				10 需用費	53,744	使用済乾電池・蛍光管等処理事業	1,166				
							11 役務費	921	リサイクル啓発事業	264				
							12 委託料	244,291	職員福利厚生事業 (不燃物処理費)	196				
							13 使用料及び借料	473						
							14 工事請負費	65,469						
							17 備品購入費	985						
							18 負担金補助及び交付金	374						
							26 公課費	58						
							2 給料	4,499	890,167	102,103			最終処分費人件費	9,105
							3 職員手当等	2,981					最終処分場事務費	76
							4 共済費	1,625					最終処分場委託事業	983,070
							8 旅費	13					職員福利厚生事業 (最終処分費)	19
							10 需用費	25						
							12 委託料	473,952						
							13 使用料及び借料	15						
							18 負担金補助及び交付金	36						
							20 貸付金	509,124						

(単位：千円)

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	金額	説明	
				特定財源						区分
				国県支出金	地方債	その他				
3 ごみ処理施設建設費	65,169	60,144	5,025			一般財源	2,092	ごみ処理施設建設費人件費	38,074	
							18,768	ごみ処理施設用地取得事業	8,233	
							13,483	ごみ処理施設整備広報事業	2,117	
							6,680	ごみ処理施設整備概要等検討事業	16,676	
							225	職員福利厚生事業(ごみ処理施設建設費)	69	
							2,906	需用費		
							1,183	役務費		
							17,228	委託料		
							2,488	使用料及び賃借料		
							41	負担金補助及び交付金		
4 米子浄化場処理費	244,577	199,709	44,868		71	244,506	8,603	浄化場処理費人件費	16,890	
							8,758	浄化場事務費	738	
							6,914	浄化場運転事業	126,988	
							4,888	浄化場維持・補修事業	97,237	
							308	浄化場し渣等外部処理事業	2,650	
							74,878	職員福利厚生事業(浄化場処理費)	74	
							319	需用費		
							46,290	委託料		
							138	使用料及び賃借料		
							93,335	工事請負費		

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳		節		説明	
				特定財源		区分	金額		
				国県支出金	地方債その他				一般財源
計	1,746,122	1,105,427	640,695		152,335	1,593,787	18 負担金補助及び交付金 26 公課費	70 76	

## (款) 5 消防費

## (項) 1 消防費

1 常備消防費	2,340,197	2,658,081	△317,884	11,073	8,962	2,320,162	2 給料	1,027,018	消防局人件費	1,994,718
							3 職員手当等	629,335	消防局総務課事務費	54,119
							4 共済費	338,365	消防職員派遣・研修事業	6,767
							7 報償費	328	消防支員採用・昇任試験事業	837
							8 旅費	5,029	消防支員抗体検査及びワクチン接種事業	3,836
							9 交際費	10	種事業	59,223
							10 需用費	172,667	消防庁舎維持管理事業	8,168
							11 役務費	37,953	職員福利厚生事業(消防局)	
							12 委託料	80,399	権限移譲(火薬類、液化石油ガス)	431
							13 使用料及び賃借料	13,946	事業	126
							15 原材料費	156	火災予防研修事業	1,146
							17 備品購入費	13,844	火災予防業務資格取得事業	58
							18 負担金補助及び交付金	18,912	許認可(危険物)事業	2,439
							26 公課費	2,235	警防活動事業	114,495
									警防訓練・研修事業	2,992
									警防活動資格取得事業	14,160

(単位：千円)

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額			
								国県支出金		地方債
2 消防施設費	809,431	268,879	540,552	75,160	521,700	44,198	168,373	29	消火薬剤整備事業 救急業務等啓発事業 安全運転管理事業 G7広島サミット消防特別警戒事業 消防指令研修等事業 消防指令機器等維持管理事業 大山消防署庁舎大規模改修事業 消防車両更新事業 米子消防署南部出張所庁舎大規模改修事業 消防車両更新事業(補助事業) 江府消防署移転新築事業 消防局庁舎空調改修事業 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業	1,540 2,795 289 2,043 221 69,794 227,829 32,478 219,377 235,857 76,063 7,986
計	3,149,628	2,926,960	222,668	86,233	521,700	53,160	2,488,535	8 旅費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 貸借料 14 工事請負費 17 備品購入費		

(款) 6 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	485,914	451,375	34,539				485,914	22 償還金、利子及び割引料	起償償還元金	485,914
2 利子	4,604	5,583	△979				4,604	22 償還金、利子及び割引料	起償償還利子 一時借入金利子	4,517 87

(単位：千円)

(項) 1 公債費

(款) 6 公債費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債その他				
計	490,518	456,958	33,560			490,518			

(項) 1 予備費

(款) 7 予備費

1 予備費	10,000	10,000	0			10,000	予備費	10,000	予備費	10,000
計	10,000	10,000	0			10,000				



2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	(33) 326	37,061	1,165,280	683,462	1,885,803	2,278,879	
前年度	(32) 332	34,372	1,176,152	798,585	2,009,109	2,397,348	
比較	(1) △ 6	2,689	△ 10,872	△ 115,123	△ 123,306	△ 118,469	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	管理職手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	本年度	16,414	72,809	16,712	14,932	80
前年度	17,307	68,827	16,528	13,224	226	45,558
比較	△ 893	3,982	184	1,708	△ 146	606
区分	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
本年度	23,658	29,335	1,656	258,645	203,057	-
前年度	21,625	30,721	2,016	276,894	195,659	110,000
比較	2,033	△ 1,386	△ 360	△ 18,249	7,398	△ 110,000

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 10,872	給与改定に伴う増加分 4,967		
		昇給に伴う増加分 11,593		
		その他の増減分 △ 27,432	職員数の減等による減 △ 27,432	
職員手当	△ 115,123	制度改正に伴う増減分 0		
		その他の増減分 △ 115,123	管理職手当 △ 893	人事異動による減
			時間外勤務手当 3,982	実績見込みの増
			夜間勤務手当 184	実績見込みの増
			特殊勤務手当 1,708	実績見込みの増
			管理職員特別勤務手当 △ 146	実績見込みの減
			扶養・住居手当 2,639	実績の増
			通勤手当 △ 1,386	実績の減
			単身赴任手当 △ 360	実績の減
			期末・勤勉手当 △ 10,851	職員の減等による減
	退職手当 △ 110,000	退職者の減		



(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区分	分	一般職員	消防職員
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	332,029	286,547
	平均給与月額(円)	406,941	355,930
	平均年齢(歳)	45歳	36歳
令和4年1月1日現在	平均給料月額(円)	339,423	287,477
	平均給与月額(円)	395,284	335,786
	平均年齢(歳)	47歳	36歳

イ 初任給

区分	一般職員(円)	消防職員(円)	国の制度行政職(一)(円)
高校卒	154,600	154,600	154,600
大学卒	185,200	185,200	185,200

ウ 級別職員数

区	分	級	一般職員		消防職員	
			職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和5年1月1日	現在	1級	-	0.0	80	27.1
		2級	5	15.6	(10) 49	(90.9) 16.6
		3級	10	31.3	(1) 91	(9.1) 30.9
		4級	4	12.5	28	9.5
		5級	9	28.1	28	9.5
		6級	3	9.4	17	5.8
		7級	-	0.0	1	0.3
		8級	1	3.1	1	0.3
		計	32	100.0	(11) 295	(100.0) 100.0
令和4年1月1日	現在	1級	1	2.9	76	25.4
		2級	6	17.7	(9) 47	(90.0) 15.7
		3級	9	26.5	(1) 99	(10.0) 33.1
		4級	5	14.7	31	10.4
		5級	8	23.5	26	8.7
		6級	4	11.8	16	5.4
		7級	-	0.0	3	1.0
		8級	1	2.9	1	0.3
		計	34	100.0	(10) 299	(100.0) 100.0

※ ( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職員	主事又は技師	主任	係長	担当課長補佐	課長補佐、室長補佐、施設長	課長、会計管理者	次長	事務局長
消防職員	主事又は定型的な業務を行う消防士	主任又は高度な知識又は経験を必要とする業務を行う消防士	係長	担当課長補佐、担当室長補佐、担当署長補佐、副出張所長	課長補佐、室長補佐、署長補佐、出張所長	課長、署長、主任、室長、副署長	次長	消防局長

工 昇給

区分	区分			合計	代 表 的 な 職 種			
	1級	2級	3級		一般職員	消防職員		
本年度	職員数(A)		(人)	326		33	293	
	昇給に係る職員数(B)		(人)	273		22	251	
	号給数別内訳	1号給		(人)	1		-	1
		2号給		(人)	1		-	1
		3号給		(人)	11		3	8
		4号給		(人)	235		19	216
		5号給		(人)	-		-	-
		6号給		(人)	12		-	12
		7号給		(人)	-		-	-
		8号給		(人)	13		-	13
比率(B)/(A)		(%)	83.74		66.67	85.67		
前年度	職員数(A)		(人)	332		33	299	
	昇給に係る職員数(B)		(人)	266		23	243	
	号給数別内訳	1号給		(人)	-		-	-
		2号給		(人)	1		-	1
		3号給		(人)	5		2	3
		4号給		(人)	232		21	211
		5号給		(人)	-		-	-
		6号給		(人)	16		-	16
		7号給		(人)	-		-	-
		8号給		(人)	12		-	12
比率(B)/(A)		(%)	80.12		69.70	81.27		

オ 期末・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	(1.150) 2.2	(1.150) 2.2	(2.30) 4.40	有	
前年度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45	有	
国の制度	(1.150) 2.2	(1.150) 2.2	(2.30) 4.40	有	

※ ( ) 内は、再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等 の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種	
			一般職員	消防職員
給料総額に対する比率 (%)		1.3	-	1.2
支給対象職員の比率 (%) (令和5年1月1日現在)		69	-	76.8
代表的な特殊勤務手当の名称			救急救助	手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同		
住居手当	同		
通勤手当	異	交通用具使用者に対する支給基準	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度支出期間	以降の金額	左の財源の内訳				
		期間	金額			特	定	源	内	訳
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
翌年度当初から発生する恒常的な工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ及び業務の委託に要する経費で、前年度中に契約を締結する必要があるものについての支出負担行為	千円	当該事項ごと翌年度の当初予算額として議決を得た額	千円			千円	千円	千円	千円	千円
恒常的に委託し、又は請け負わせる業務のうち、特別な機器、多数の人員等を要するところと、その他特別な事情があるところ、長期にわたり契約されるものとが有利と認められるものに係る経費	契約に定める額	契約に定める額	契約に定める額	契約に定める期間	契約に定める額	契約に定める額				
コンピュータ(システム・ソフト)、電子複写機、模写機、送装置、印刷機、車両、その他の賃借等であつて、長期にわたり契約すること、有利と認められるものに係る経費	契約に定める額	契約に定める額	契約に定める額	契約に定める期間	契約に定める額	契約に定める額				
地方公会計システム構築等業務委託料	30,060		17,688	平成29年度から令和4年度まで	9,401					9,401
文書管理システム構築等業務委託料	12,395		6,554	令和6年度から令和8年度まで	4,523					4,523
桜の苑指定管理料	283,000		112,400	令和6年度から令和7年度まで	113,800					113,800
火葬場予約システム構築等業務委託料	3,388		0	令和6年度から令和7年度まで	2,662					2,662
最終処分場委託事業	3,709,125			令和6年度から令和13年度まで	3,297,000			816,832		2,480,168

地方債の前前年度末における現在の高並びに前年度末及び当該年度末における現在の高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前 前 年 度 末 高 前 現 在	前 年 度 末 前 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	中 見 込 額	
社 会 福 祉 債	—	—	—	—	—	—
保 健 衛 生 債	309,300	273,040	—	63,722	—	209,318
清 掃 債	269,902	204,069	—	65,845	—	138,223
消 防 債	678,108	703,523	521,700	173,944	—	1,051,279
退 職 手 当 債	464,458	282,062	—	182,402	—	99,660
合 計	1,721,768	1,462,694	521,700	485,913	—	1,498,480

令和5年度市町村負担金 目的別内訳

(単位：千円)

区分 市町村	議会費、一般 管理費ほか	施設管理費		介護認定 審査会費	障害認定 審査会費	保健衛生 総務費	火葬場費	不燃物 処理費	最終 処分費
		旧灰捨撤施設 管理事業	その他 事務費等						
米子市	84,010	321	18,632	18,059	3,915	20,211	83,537	286,091	476,846
境港市	21,380	179	4,742	5,455	1,181	4,491	—	—	117,196
日吉津村	5,397	26	1,197	1,151	280	479	5,418	18,604	29,035
大山町	11,888	94	2,637	3,083	563	2,108	10,522	38,365	66,762
南部町	9,126	75	2,024	2,193	597	1,415	6,872	26,843	51,309
伯耆町	9,339	78	2,072	2,223	494	1,469	9,305	29,636	56,716
日南町	5,786	45	1,283	1,910	356	577	5,169	22,085	35,573
日野町	5,083	35	1,128	1,423	245	400	4,330	16,800	27,620
江府町	4,944	34	1,097	1,423	305	366	4,153	17,457	29,110
合 計	156,953	887	34,812	36,920	7,936	31,516	129,306	455,881	890,167

令和5年度市町村負担金 目的別内訳

(単位：千円)

区分 市町村	ごみ処理 施設建設費	米子浄化場 処理費	消防費	合 計
米子市	34,883	187,887	1,581,699	2,796,091
境港市	8,878	—	396,030	559,532
日吉津村	2,240	5,394	67,641	136,862
大山町	4,936	19,169	237,855	397,982
南部町	3,789	16,924	166,092	287,259
伯耆町	3,878	19,674	173,519	308,403
日南町	2,402	—	99,358	174,544
日野町	2,110	—	65,174	124,348
江府町	2,053	—	60,562	121,504
合 計	65,169	249,048	2,847,930	4,906,525